

審 査 基 準 整 理 票

処分名	利用者負担額の減免		
根拠法令名	大津市子ども・子育て支援法施行細則 (平成 2 7 年 4 月 1 日規則第 6 9 号)	(条項) 附則別表備考第 4 項 及び別表備考第 4 項	
基準法令名	大津市子ども・子育て支援法施行細則 (平成 2 7 年 4 月 1 日規則第 6 9 号)	(条項) 附則別表備考第 4 項 及び別表備考第 4 項	
所管部署	こども未来部 保育入所課		
標準処理期間	1 4 日	法定処理期間	日
【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 大津市特定教育・保育施設保育料等減免取扱要領 ・内容 ☐全部記載 ☒一部・項目のみ記載 (一部抜粋) 第 2 条 保育料等の減免は、教育・保育給付認定保護者（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 0 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。）又はその者が属する世帯の生計を主として維持する者が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合に行うものとし、減免後の保育料等は、別表に定める市町村民税所得割額（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 2 号に規定する合計所得金額をいう。以下「所得割額」という）に応じ算定した額とする。 (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己の所有に係る住宅又は家財について生じた損害金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）が、その住宅又は家財の価格の 1 0 分の 2 以上であり、かつ、前々年（減免を受けようとする保育料等の該当月が 9 月分から 1 2 月分までの場合にあっては前年。以下同じ。）中の合計所得金額（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が 1, 0 0 0 万円以下の場合 (2) 心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、収入が著しく減少し、かつ、前々年中の合計所得金額が 3 0 0 万円以下の場合 (3) 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により収入が著しく減少し、かつ、前々年中の合計所得金額が 3 0 0 万円以下の場合 (4) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により収入が著しく減少した場合			

参 考（一部抜粋）

〔根拠法令〕

大津市子ども・子育て支援法施行細則

附則別表

備考

4 教育・保育給付認定保護者が、府令第56条各号に定める事由があることによりその属する階層区分に係る利用者負担額(以下この表において「基本利用者負担額」という。)を負担することが困難と認められるときは、当該特別の事由を勘案して適当と認める他の階層区分に係る利用者負担額に減額するものとする。

附則

備考

4 教育・保育給付認定保護者が、府令第56条各号に定める事由があることによりその属する階層区分に係る利用者負担額(以下この表において「基本利用者負担額」という。)を負担することが困難と認められるときは、当該特別の事由を勘案して適当と認める他の階層区分に係る利用者負担額に減額するものとする。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。